

市川市監査委員告示第5号

令和3年度第1期財務監査及び行政監査  
の結果に関する報告及び監査委員の意見  
の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第  
1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結  
果に関する報告及び監査委員の意見について、同条第9  
項及び第10項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年12月28日

市川市監査委員	菅原卓雄
同	白土英成
同	岩井清郎
同	荒木詩郎

## 令和3年度第1期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項による財務監査
- (2) 地方自治法第199条第2項による行政監査

### 2 監査の対象

- (1) 事務事業の範囲  
令和2年度事務事業(必要に応じて令和3年度分及び過年度分も対象とした。)
- (2) 対象部署
  - ① 危機管理室  
危機管理課、地域防災課
  - ② 総務部  
総務課、人事課、職員課、給与課、多様性社会推進課、法務課
  - ③ 福祉部  
福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、障がい者施設課、生活支援課、市営住宅課
  - ④ 保健部  
保健医療課、斎場霊園管理課、健康支援課、疾病予防課、国民健康保険課
  - ⑤ 環境部  
循環型社会推進課、生活環境整備課、生活環境保全課、清掃事業課、環境エネルギー施設整備課、クリーンセンター
  - ⑥ 行徳支所  
総務課、市民課、福祉課、南行徳市民センター、地域整備課、臨海整備課
  - ⑦ 会計課
  - ⑧ 監査委員事務局

### 3 監査の着眼点

- (1) 財務監査  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。
- (2) 行政監査  
事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、

事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

#### 4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和3年4月1日から同年12月27日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和3年4月1日から同年10月27日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

② 監査委員監査

令和3年11月4日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

#### 5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）

指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

(1) 指摘事項

① 介護保険料減免に係る介護保険災害等臨時特例補助金等の申請について  
(福祉部 介護福祉課)

新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する令和2年度介護保険料の減免（以下「コロナ減免」という。）については、国から交付される介護保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金（以下「補助金等」という。）により、その全額が補てんされる。

コロナ減免の決算額は3,472,960円となったが、令和2年12月の補助金等所要額調査に対し、当該年度のコロナ減免の決算見込額を回答すべきところ、その時点における実績額を回答してしまい、誤りが判明した後ではそれ以上増

額することができなかつたため、過少に申請せざるを得ず、補助金等の交付額は1,446,000円にとどまつた。

補助金等の不交付分については、令和3年度の特別調整交付金で補てんされる予定ではあるものの、財源の過少申請は、介護保険財政にとって大きな損失につながるおそれがある。

よつて、今後における補助金等の申請手続きに際しては、その内容及び金額を慎重に確認し、再発防止を徹底されたい。

## ② 霊園管理料の債権区分について（保健部 斎場霊園管理課）

市川市霊園の一般墓地の利用者から毎年度徴収する霊園管理料は、市川市使用料条例においてその額が定められており、時効期間を経過した場合には債務者による時効の援用がなくとも債権が消滅する公法上の債権と捉えることができる。

一方、斎場霊園管理課では、従前から霊園管理料を私法上の債権に区分し、債務者による時効の援用がない限り、債権は消滅しないものとして取り扱っている。

条例と運用の整合が図られていない点については令和元年度の監査において既に指摘しているが、所管課がこれまで何ら見直しに着手していないことについて、妥当と判断できる理由は見当たらない。

仮に現在の運用を改め、公法上の債権として運用することとした場合、本来納付する必要がなかつた既納の霊園管理料を還付する必要が生じることとなるが、措置の遅れは還付件数及び還付金額の増加につながる。

よつて、直ちに条例と運用の整合を図るための措置を講じ、適切な債権管理を行われたい。

## ③ 墓地返還に伴う使用料還付金について（保健部 斎場霊園管理課）

合葬式墓地の返還に伴い還付する墓地使用料（永代使用料）の額は、市川市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第38条により、既納の使用料の額に還付割合を乗じて得た額とされており、その割合については、墓地の使用の有無及び使用許可日から墓地返還届出日までの経過年数に応じ、規則別表で規定している。

しかしながら、令和2年度の還付金の算定において、使用許可日からの経過年数の計算を誤り、本来より高い還付割合を適用した結果、過払いとなつた事例があつた（その後、返還金受領済）。

よつて、算定誤りの予防策の仕組み及び算定結果を適切にチェックする組織体制を構築し、適正な財務事務を行われたい。

④ し尿収集運搬手数料の徴収について（環境部 清掃事業課）

し尿収集運搬手数料（以下「手数料」という。）は、土地又は建物の占有者又は管理者から、し尿の収集及び運搬（以下「汲取り」という。）に対する手数料を徴収するものであり、その額は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 27 条及び別表第 2 に規定されている。

この手数料は、「定額制」及び「従量制」の 2 つの料金体系で構成され、一般家庭を対象とする「定額制」は、人数割料金（月額）に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。また、店舗、共同住宅等を対象とする「従量制」は、汲取り量に応じて算定する額に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。

条例では、手数料を毎月徴収するものと捉えることができるのに対し、運用では汲取りを行わなかった月には手数料を徴収していないため、条例と運用の整合を図るよう令和元年度の監査において既に指摘しているが、現状は見直しがなされていない状況である。

よって、早急に条例と運用の整合を図られたい。

(2) 指導事項（監査結果報告には件数のみを記載）

区 分	件 数
歳 入	13
歳 出	1
財 産	1
補助金	3
契 約	5
公 金	1
文 書	15
その他	3
合 計	42

## 6 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

### (1) 大型ごみ処理手数料の徴収事務委託について（環境部 清掃事業課）

市は、大型ごみ処理手数料の徴収事務（大型ごみ処理券の販売）をコンビニエンスストア等に委託をしており、売上代金は繰替払の方法により販売店が委託料相当額を差し引いた上で市に納付されることとなる。

令和元年度に、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い大型ごみ処理券の券面の額が変更となり、徴収受託者から従前の大型ごみ処理券を全て回収したところ、複数の徴収受託者において、回収枚数と市が把握している在庫枚数に差異があり、それまで納付された売上代金に過不足が生じていたことが判明したため、令和元年度及び令和 2 年度に精算を行ったところである。その中には、市から徴収受託者に対して約 280 万円の還付金を支払った事例もあった。

この事故に関して、令和 3 年度上半期において、還付金の額が最も多かった徴収受託者について調査を実施して事故原因を判明させたものの、いまだ十分な再発防止策が講じられていない状態となっている。

今後、同様の事故が発生することを防ぐために、大型ごみ処理券販売店における定期的な在庫確認を行うなどの再発防止策を継続して講じられたい。